

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生への経済的支援については、これまでも学生や保護者へのきめ細かな周知等をお願いしていますが、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、令和2年7月10日より申請の受付を開始したところですので、関係各位におかれては、学生等に対し、適切な周知を行っていただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年7月31日

各都道府県
各都道府県教育委員会
各国公私立大学
各国公私立高等専門学校
厚生労働省医政局
厚生労働省社会・援護局

担当課 御中

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する 学生等への周知について(依頼)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に活用いただける制度については、これまでも令和2年5月29日付事務連絡等でお知らせしているところですが、今般、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業の際等に新たに受けられる支援として、令和2年6月12日付けで「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」(令和2年法律第54号)が公布・施行されたことにより、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」(以下、「支援金・給付金」といいます。)が創設され、令和2年7月10日より申請の受付が開始されました。

従前お知らせしていた雇用調整助成金の特例措置は、雇用主が労働者に休業手当を払う際に、雇用者から申請をすることで、受けられる支援でしたが、今回お知らせする制度は、中小企業で雇用されている労働者が、休業手当を受けられなかった場合に、労働者から申請することで、受けられる支援となっています。また、支援金・給付金は、雇用調整助成金と同様、学生アルバイトについても対象となっています。

<支援金・給付金の概要>

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により支援金・給付金を給付し、失業の予防を図るもの。
- 具体的には、主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割(日額上限11,000円)を休業実績に応じて支給するもの。
 - ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者
 - ② その休業に対する賃金(休業手当)を受けられない方

各大学等においては、上記の点について十分に踏まえた上で、学生等に対し、適切に周知をお願いします。また、各都道府県におかれては所轄の各専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校等に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校等に対して、周知されるようお願いします。

経済的に困難な学生等に対し、引き続ききめ細かな対応をお願いします。

【参考】

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(厚生労働省ホームページ)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

・(概要)新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(厚生労働省ホームページ)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646900.pdf>)

・(労働者・事業主の皆さまへ)新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内(厚生労働省ホームページ)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646892.pdf>)

【本件連絡先】

<学生全般への周知について>

文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係

TEL 03-5253-4111 (内線3050)

<専修学校等への周知について>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL 03-5253-4111 (内線2915)

※支援金・給付金の内容については、下記の厚生労働省のコールセンターにお問い合わせください。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

TEL 0120-221-276 (月～金 8:30～20:00、土日祝 8:30～17:15)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

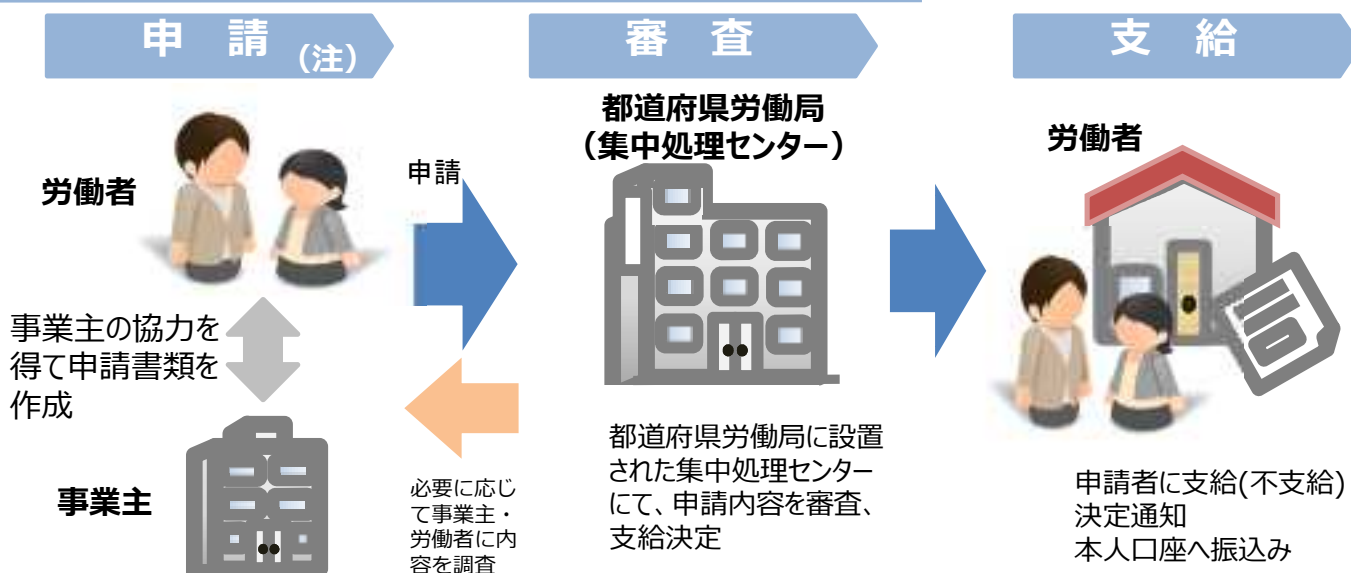
制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者
- その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



(注)

- 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、その関係者が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求め、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせは

■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
 電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

